

# 神道と保育

矢口 裕 康

## Shinto and Child Care

Hiroyasu YAGUCHI

### I

どこの町を歩いても神社はある。しかし神社を意識している人がどれ位いるだろうか。新年初詣に訪れ、子どもが生まれると初宮詣り、七五三、そして結婚式となると神前結婚式が圧倒的に多いことだろう。なのにキリスト教の教会や、仏教のお寺のように、でんと私はここにいるんだぞという感じをもてない。このことが、人々の間に神道が根付き空気のような存在として感じている結果であれば構わないと思うが、どうだろうか。神社と人々の中の存在感を考えると、神主が神職というものだけでは成り立ってゆかない側面も一因としてあるのかもしれない。では宮崎県でも専門神主で成り立っている人がどれくらいいるだろうか。私自身このことについて調査をしたわけではないが、教師・タクシーの運転手・会社員と何か主に給料を得る所をもって神職が成り立っているという現実がある。私もかかわった平成6年度直階講習会（表1参照）の参会者をもてそのことは言えそうである。どうしてなのだろうか。

表1 平成6年度直階講習会・受講生一覧（宮崎県神社庁主催）

No.	支部名	生年月日	奉仕神社	職業	No.	支部名	生年月日	奉仕神社	職業
1	宮崎市	S.19. 9.17	小松神社	N T T	18	西児湯	S. 9. 3.30	速川神社	農業
2		S.16. 4. 8	富吉神社	木工業	19		S.44. 2.10	荒武神社	農業
3		S.13. 7.20	小松神社	自営業	20		S.26.10.15	荒武神社	農業
4		S.27. 9.26	野島神社	測量会社	21		S. 2.10.18	春日神社	
5		S.44. 7.11	細江神社	大豊工業	22		S.37. 4.21	穂北神社	農業
6		S.43. 2.15	広原神社	小学校教諭	23		東臼杵南	S.46. 8.14	梅尾神社
7	都城市	T.13.11. 7	水流神社		24	西臼杵	S.38. 9. 6	祇園神社	主婦
8	延岡地区	S. 2. 6. 6	亀井神社	主婦	25		S.12.11.16	菊宮神社	建築設計業
9	北諸県	S.26. 7.24	高城神社	前原組	26	熊本県	S.31. 8.11	菅原神社	農業
10	西諸県	S. 6.12.25	岩谷神社		27		S.22. 6.10	西岡神宮	印刷業
11		S.26.11.25	菅原神社	空手師範	28		S.51. 3.28	菅原神社	大学生
12	東諸県	S.48. 3.21	綾神社	巫女	29		S.22. 7.30	菅原神社	地方公務員
13		S.19. 2.25	八坂神社	第一交通	30	福岡県	S.20. 2.12	岡田神社	西鉄タクシー
14		S.22. 6.30	明見神社	療術院	31	長崎県	S.39. 5.20	昊天宮	昊天宮職員
15	東児湯	S.35. 5.30	白鬚神社	奉仕社	32	鹿児島県	S.13. 1.28	玉山神社	鹿児島交通
16	西児湯	S.22.11.16	八幡神社	農林業	33	沖縄県	S.42. 3. 3	普天間宮	普天間宮
17		S.37. 1.12	八幡神社	建築大工	34		S.30.12.15	波止宮	自営業

表2 宮崎県神社保育会施設（○は幼稚園）

施設名	神社名	所在地	
八幡保育園	宮崎八幡宮	880	宮崎市宮田町3-6
平松保育園	八幡神社	880	宮崎市大瀬町5748-2
○ 門川幼稚園	尾末神社	889-06	東臼杵郡門川町大字尾末1411
○ 栄ヶ丘幼稚園	尾末神社	889-06	東臼杵郡門川町大字尾末9373
一の宮保育園	都農神社	889-12	児湯郡都農町大字川北13318
○ 新富幼稚園	八幡神社	889-14	児湯郡新富町大字三納地2445-1
いずみ保育園	水沼神社	889-14	児湯郡新富町大字日置825
さくらが丘保育園	田野天建神社	889-17	宮崎郡田野町甲2793-4
野島保育園	野島神社	889-23	宮崎市大字内海6227
ひがし保育園		880-02	宮崎郡佐土原町大字下田島19422-11
保育園 7園 (1.66%)		幼稚園 3園 (1.99%)	
県内保育所	公立 153園 私立 269園	422園	
県内幼稚園	国立 1園 公立 29園 私立 121園	151園	

一方、仏教はと思うと、節分行事がマスコミにとりあげられる宮崎市の立正寺、そして国富町の精進料理を食べさせる万福寺と、存在感を提示するのが上手なお寺さんという感をもつ。また仏教は、保育所や幼稚園経営でも力量を発揮し、県内にかなりの園数を有している。さて神社系の園はというと保育所・幼稚園あわせて10園である。(表2参照) これら神社保育会施設は神道教化を子どもとの関わりの中から見出してゆくことを一つの目的としていることは当然であろう。しかし、わが宮崎県だけかもしれないが、まだまだであるという感を私はもっている。仏教系の園では毎日、親鸞上人や日蓮を拝み仏参をする。そしてキリスト教系の園では、イエスを拝み賛美歌を歌っているのである。

さて、それではこれから具体的にどうすればよいのかということになるが、神道教化と子どもの側面からの一提案を本考では試みたい。具体的方策としては、全国神社保育団体連合会という組織があるのだから、そこを中心軸として一つの道を見出すのが方策であろう。子どもと神道保育の視点をである。しかし、これのみでは次の展開はでてこない。子どもへの教化策を講じた上で今後神社を人々の心の癒しの拠点へと具体化してゆくべきである。あの阪神淡路大震災で神社界はどれくらい機能したのだろうか。私はすべての実態を知っているわけではない。しかし、各種の報道をとおして感じたのは、関わったという実感はもてなかった。このことを地震の際大きくクローズアップされたボランティアからも考えてみたい。

キリスト教とボランティアは、たしかに即結びつく存在である。しかし、地域にはおそらく教会よりも数多く存在している神社と、ボランティアがどうして結びつかないのであるか。ボランティアとは「語源は〈ボランタール〉というラテン語(自由意志という意味)に由来し、1896年アメリカのバリトンボス夫妻が救世軍をはなれて独自の社会福祉協力団体〈ザ・ボランティアズ・オブ・アメリカ〉をつくり、その団体の活動内容から福祉活動の協力者をボランティアというようになった。

たといわれています」ということに由来する。このボランティアへと神道が関わってゆく際、もっと根付くボランティアとして〈ぼらんていあ〉を提案したいと思うのである。私にとってボランティアとぼらんていあは違うと思っている。平仮名表示をすることによって、日本人自らが自分達の生活環境の中から編み出し活動をおこしてゆく〈ぼらんていあ〉をである。ここでいうぼらんていあの中味として物や形で表れるもののみではなく、心へと関わるものもである。神道そのものの特質からすれば、神社は心の癒しの一つの拠点となりうるはずである。いや神社こそ、そのような組織となりうる可能性をもっているはずである。以上のことを、具現化してゆく手立てとしては、昭和40年刊『神社保育要領』の再評価をとおして、子どもと神社保育の指針を明示してゆく作業へと取りかかることである。子どもと神社保育の具現化から、心の癒しの場としての神社を実現してゆく切掛けとなるのではないかとの提案である。

## II

日本と宗教の関係を考えてみると、わが国は世界の中でも信教の自由の原則が守られている国の一つといえる。信教の自由は、日本国憲法第20条で次のように規程されている。「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することも強制されない。③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」とある。町には神社もお寺そして様々な教会も混在している。一つ、目を教育へと転じてみても、毎日仏参をしている幼稚園があり、礼拝を課す高校が存在しているのである。しかし神主の子がキリスト教系の幼稚園へと通わせられている姿をみたりすると、これでいいのかなと思ってしまう。いくら宗教は自由だとしても、神主の子が家では神殿へとお詣りをし、幼稚園の中では賛美歌を歌いキリストにお祈りをしている姿はおかしいと思うのは自然ではないだろうか。こんなことに無頓着である神主に教化を期待できるのであろうか。

宗教に対するいいかげんさということからすると、平成7年は国民一人一人に自分にとっての宗教観を問われた年といえる。1月の阪神淡路大震災そして3月には地下鉄サリン事件がおりオウム真理教への捜索が、実況中継つきで仰々しくおこなわれた。オウム真理教という一新興宗派により宗教と人間が問い直され、マインドコントロールという表現が流行した。しかしあれから2年しかたっていないのに、かつ淡路も阪神もそしてオウムも問題の解決へと至っていないのに、どれだけの人が心に留めて着目し続けているのであろうか。わが宮崎県では「やかんたぎり」という表現があるが、まさに熱しやすくさめやすい国民性があるのだろうか。いや、こんな国民性があるからこそ多宗教が日本中にとということになるのであろう。しかし、このことは多面的と考えれば評価されるべきことといえる。さて、その中で神道のもつ意味とは何であろうか。と考えた時、現在神社や神主を意識している人がどれ位いるだろうという素朴な疑問をもったのである。神社は外国の人からみれば、鳥居・手水場・神域・神殿そして神主・巫女の装束は異様に映ることだろう。しかし日本人の大多数には異様に映ることなく自然な姿としてうけとめられている。正月には初詣をし、子どもの誕生・七五三とっては神社へ、又受験シーズンでは合格祈願に訪れる。まさに神社は空気のような状態で国民の中に存在しているように思える。神道人は、この空気のような自然さに甘

えてきたのかもしれない。

このことは阪神淡路大震災の際、神主そして神社がどのように関わったかからも指摘できる。地震であるから建物が倒れ、道路が壊れ、物の面での被害も大多数であったが、これらの物は元の形へ復元することは可能である。しかし人の気持ちが壊れてしまったらどうなるのだろうか。この心の癒しへの関わりとしてキリスト教や仏教は即イメージできるのだが、神道人がということは思い浮かばないのはどうしてだろうか。淡路阪神地区にもたくさんの神社が存在しているはずである。そして神社があるということは、それとほぼ同数の神主が存在し、としたら、かなりの神主が地震によって壊れてしまった人々の心を癒す存在として関わられたはずである。生田神社が倒壊し、そこがオリックス球団応援会場となった光景は目のあたりにしたが、本当はどうだったのだろうか。

今回の地震は様々なことを教えてくれた。その一つに、心理学に防災心理学という分野があり、又心の傷の一つとしてPTSD（心的外傷後ストレス症候群）という状態があることを知った。PTSDの症状としては「寝つけない、いらいらするという程度のものから、無力感や疲労感だけではなく、頭痛、めまい、はき気、生理不順といった具体的な身体の変調を引き起こす。ひどい場合には、その人の一生にまで重大な支障を及ぼしてしまう」（林春男）としている。物は復元可能でも心の復元はなかなか難しいものである。この精神的なケアや癒しの一助に神主そして神域が関われないものなのかとの提言である。このことは地震のような災害時のみではなく、日常的にも必要とされる側面といえる。

戸田義雄は「神社神道は、人間の実感の宗教」であるとしている。又「実感力が研ぎすまされれば、鏡の如く、すべての自然と人間の世界がくもりなく反射します。摂受、同化、吸収、批判ができるようになってきます」と指摘している。ということであれば神主は、心の癒しの実践可能な一人といえる。そして神社が我々の魂の道場であるとするれば、魂へと関わる者として神主の立場が、今、問われているといえる。もし具体化できていない面があるのなら、今からでも遅くはないと思うのである。

表3 昭和40年本・昭和56年本対照表

『神社保育要領』（昭和40年3月31日発行）

『神社保育ハンドブック』（昭和56年8月20日発行）

◇ 目 次 ◇	◇ 目 次 ◇
序 文 .....	序 文 .....
はしがき .....	はしがき .....
神社保育に携わる方々へ .....	神社保育に携わる方々へ .....
1 解説編 .....	
1 神社神道とは .....	神道のはなし —先生のために—
1 神道について .....	1 日常生活に見られる神道..... 2 神道の源泉..... 3 未完成な人間..... 4 人生観..... 5 まこと..... 6 神道の理想.....
2 神道の特質 .....	
3 氏神まつり .....	
4 神棚と神拝 .....	
5 家族と祖先 .....	
6 生と死 .....	
7 罪・けがれと祓 .....	
8 自 然 .....	
(15) (14) (13) (9)	

2 神社の施設・設備のいろいろ

1	神	鏡	.....
2	神	宝	.....
3	神	馬	.....
4	神	木	.....
5	玉	串	.....
6	神	饌	.....
7	大	麻	.....
8	神	札	.....
9	破	魔	.....
10	神	矢	.....
11	太	輿	.....
12	注	鼓	.....
13	お	連	.....
14	み	く	.....
15	お	宮	.....
16	神	の	.....
17	鳥	建	.....
18	手	築	.....
19	水	殿	.....
20	鈴	居	.....
20	燈	舎	.....
		犬	.....
		籠	.....

7	死	生	.....
8	神	々	.....
9	児	童	.....
10	氏	神	.....
11	神	棚	.....
12	家	族	.....
13	信	仰	.....
14	罪	と	.....
15	自	然	.....

行事のはなし  
—園児のために—

( ○ は国民の祝日  
— は表現の変化した項目 )

1	入	園	.....
		式	.....
		(「園児たちに」「お母さま方へ」)	.....
②	天	皇	.....
		誕	.....
		生	.....
		日	.....
③	子	供	.....
		の	.....
		日	.....
4	大	祓	.....
5	七	夕	.....
		さ	.....
		ま	.....
6	お	盆	.....
⑦	敬	老	.....
		の	.....
		日	.....
8	七	五	.....
		三	.....
⑨	勤	勞	.....
		感	.....
		謝	.....
		の	.....
		日	.....
⑩	お	正	.....
		月	.....
11	節	分	.....
12	は	つ	.....
		う	.....
		ま	.....
⑬	建	国	.....
		記	.....
		念	.....
		の	.....
		日	.....
14	ひ	な	.....
		まつ	.....
		り	.....
15	卒	園	.....
		式	.....
		(「卒園生に対して」「父兄に対して」)	.....
16	例	大	.....
		祭	.....
17	お	誕	.....
		生	.....
		日	.....

3 祭りと儀礼

( ○ は国民の祝日  
×—は昭和56年本削除項目 )

1	少	子	.....
	部	の	.....
	す	が	.....
	る		.....
2	お	誕	.....
		生	.....
		日	.....
3	初	宮	.....
		参	.....
		り	.....
4	例	大	.....
		祭	.....
⑤	お	正	.....
		月	.....
⑥	成	人	.....
		の	.....
		日	.....
7	節	分	.....
8	初	午	.....
		詣	.....
⑨	国	の	.....
		誕	.....
		生	.....
		日	.....
10	祈	年	.....
		祭	.....
11	お	ひ	.....
		な	.....
		まつ	.....
		り	.....
⑫	春	分	.....
		の	.....
		日	.....
13	入	園	.....
		卒	.....
		業	.....
		奉	.....
		告	.....
		祭	.....
⑭	天	皇	.....
		誕	.....
		生	.....
		日	.....
15	母	の	.....
		日	.....
		・	.....
		父	.....
		の	.....
		日	.....
⑯	憲	法	.....
		記	.....
		念	.....
		日	.....
⑰	こ	ど	.....
		も	.....
		の	.....
		日	.....
18	大	祓	.....
19	七	夕	.....
20	お	盆	.....
21	お	月	.....
		見	.....
⑳	と	し	.....
		よ	.....
		り	.....
		の	.....
		日	.....
㉑	秋	分	.....
		の	.....
		日	.....
㉒	共	同	.....
		募	.....
		金	.....
㉓	文	化	.....
		の	.....
		日	.....
㉔	七	・	.....
		五	.....
		・	.....
		三	.....
㉕	勤	勞	.....
		感	.....
		謝	.....
		の	.....
		日	.....

神社の施設・設備のいろいろ

1	神	鏡	.....
2	神	宝	.....
3	神	馬	.....
4	神	木	.....
5	玉	串	.....
6	神	饌	.....
7	大	麻	.....
8	神	札	.....
9	破	魔	.....
10	神	矢	.....
		輿	.....

28	× 冬 至 .....	11	太 鼓 .....
	(夏至の説明も付加)	12	注 連 縄 .....
2	年間保育計画表	13	おみくじ .....
	(3月から4月まで)	14	お宮の建築 .....
	附・週案例	15	神 楽 殿 .....
	日案例	16	鳥 居 .....
3	保育の実際例	17	手 水 舎 .....
1	神社保育行事指導の実際例(12例)	18	狛 犬 .....
	入園式・誕生奉告祭・お誕生会・天皇誕生日・	19	鈴 .....
	大祓・おまつり(例大祭)・お月見・七五三・	20	燈 籠 .....
	勤労感謝の日(新穀感謝)・お餅つき・節分、		
	豆まき・卒園式		
2	「ごあいさつのことば」の実際例		
	朝・お弁当の時・お帰り・神前でのごあいさ		
	つ		

  

年間指導計画表  
(3月から4月まで)

保育の実際例(7例)

入園式・誕生奉告祭・お誕生会・お祓・おまつり(例大祭)・節分、豆まき・卒園式

× (なくなる) .....

年間指導計画表  
(3月から4月まで)

保育の実際例(7例)

入園式・誕生奉告祭・お誕生会・お祓・おまつり(例大祭)・節分、豆まき・卒園式

× (なくなる) .....

〈参考〉 平成9年国民の祝日と昭和40年本(○), 昭和56年本(△)

○ △	元 日	1月1日	○	憲法記念日	5月3日		体 育 の 日	10月10日
○	成 人 の 日	1月15日	○ △	こどもの日	5月5日	○	文 化 の 日	11月3日
○ △	建国記念の日	2月11日		海 の 日	7月20日	○	勤労感謝の日	11月23日
○	春 分 の 日	3月20日	○ △	敬 老 の 日	9月15日	○ △	天 皇 誕 生 日	12月23日
	みどりの日	4月29日	○	秋 分 の 日	9月23日			

Ⓜ 「お正月」を元日と考えた。

### III

神社が心の癒しの場へとなることを実現する一つの方策として、神道界の子どもの世界への関わりから具体化してみることもできよう。このことを具体化する場として幼稚園保育所から考えてみようと思ひ検討してみると、淋しい現実にくわした。全国神社保育団体連合会は昭和40年に『神社保育要領』(以下40年本と称す)を発行し、神社保育の指針を提示した。しかし40年本は、いつの頃からかわからぬが昭和56年『神社保育ハンドブック』(以下56年本と称す)が刊行されるまで絶版であった。この事実には驚いた。社会状況の変化と共に子どもをめぐる世界も変貌をとげている中、それに答える対応が神社保育になかったといえる。40年本がすべてではないだろうが、指針なくして、どのように神社保育を実現しようというのであろうか。又平成元年には『幼稚園教育要領』平成2年『保育所保育指針』が全面改訂されたことに対しての神社保育の対応はどうなっているのであろうか。子どもの世界へと関わる文部省・厚生省も、子どもの世界の変化という事実を真

塾にうけとめ、具体化しているのにである。ここでは、神社保育の指針となる40年本・56年本を素材として今後の子どもの世界への関わりを提言したい。

表3をみてもわかるように56年本は40年本をふまえて改訂している。しかし、この両者を検討してみると、56年本序文・はしがきにあるように、40年本を踏襲し改訂した域をでていない。むしろ記述面からみると40年本の方が読みごたえを感じられる箇所もある。特に国民の祝日に対する対応は、40年本の方が優れている。又56年本を何部印刷したかわからないが、発刊から15年たった現在でも入手できる事実にも驚いたしだいである。子どもをとりまく世界そして保育の世界も日々刻々と変化している。たしかに神社保育の基本姿勢は平井直房、戸田義雄等描く処であるからこのことの踏襲には異存がない。しかし個を尊重する時代と唱えられている今こそ、神社保育の再認識が計られ、具体的手立てを講じなくてはと思うのである。しかし56年本は、序文で「戦後教育の弊害を是正するために、真の日本人教育の必要性・就中幼児期における宗教情操教育の重要性は改めて強調されなければならない。この点、緑深い鎮守の森に設置された神社関係の保育園乃至幼稚園は、環境の面から言って幼児教育に最も相応しい施設であるが、そこで行はれる教育内容も、神社の保育施設としての特性を發揮し得るやう、十分に研究されたものであることが望まれる」（篠田康雄）と述べているわけであるが、神社保育の現状はこの線にそったものとはいいたいのではないか。特に「教育内容も、神社の保育施設としての特性を發揮し得るやう、十分に研究されたもの」となっているといえるのだろうか。56年本以降改訂されていない現実をみると、そう指摘せざるを得ない。目を宮崎県へと転じてみても、保育所・幼稚園で10園、本県全体の2%弱である。数が云々ではないかもしれないが、緑深い鎮守の森が子どもを育む環境として少なからず良い影響をもたらし、かつ癒しの場として神社が機能しうると思っっている私としては何から手をつけたらよいか戸惑う処もある。しかし、いくつかの方策を見出すことができた。（表2参照）

その一つは、今こそ神道界は神社保育に関わるすべてのメンバーを結集して56年本を全面改訂する作業へととりかからなくてはならない。このことは、神社が癒しの場となるための一つの手立てともなる。つまり人生の土台創りとしての子ども時代に、神道とどうふれあうかが問われてくる。誰にとっても子ども時代どのような体験をするか非常に大切である。ボランティアの根づいている各国は、子どもの頃からキリスト教精神を基盤として、奉仕の心を空気のように身につけていっているのである。これらの国では、列車やバスの中にシルバーシートを作る必要などはないだろうし、ましてやそういう発想も起こらないであろう。しかしわが国では、子どもの世界でもいじめ・不登校・自殺等問題を多数含んでいる現実がある。全国の子ども達すべてではないだろうが、いわゆる相手をふまえた行動が出来にくくなっているのかもしれない。その中子育てにゆきづまっている親達が溢れているのだとすれば、その受け皿として神社保育を実践している各園の存在が問われてくることにならないだろうか。そのためにも神社保育とは何かを示す指針が必要ということになり、この種のハンドブックが必要不可欠なものとなるのである。

子育てネットワークを実践できる神社保育、そしてそれを実践しうる保母、主任保母、園長の養成をし、かつ神主や神主志望者に対しても、子どもと神社保育からの教育も必要となってこよう。現在、神主になるということが、親の後を継ぐ世襲という方法以外様々な職種の人がという現実であれば、余計問われてくることである。そのためにも、各神社庁で行われる直階・権正階等の講習でも、この種のテキストを使っての内面的充実を計っていくべきである。0歳から6歳までを対象

とした保育をする立場にたつ保母が読むための本であるため、かみくだいた表現となっており理解が早い。56年本の改訂へと即取りかかれぬのであれば、40年本「三 祭りと儀礼」の復刻は望まれる処である。又、このことは國學院大學・皇學館大学神道学科でのいずれ神主となる学生にも活用してゆくべき内容をもっていると思うのである。このように神道界そのものの内面強化なくしては、あのような未曾有の災害にも対応できる癒しの場としての神域は実現できないであろう。

一 昨年の地震の際、どれだけの神主そして神域が人々との関わりをもてたのであろうか。全国津々浦々に、神社はたしかに存在し神主もいる。しかし、それらが現実場面をして心のやすらぎへとつながらなくては、まるで空気のような存在・神社ではなくなってしまう。空気のような存在・神社そして神道が、本当に人々にとって、このような意味をもてるものへとなるべく、今こそ活動を展開すべきであろう。

#### IV

もう少し56年本から具体的に考えてみたい。40年本と56年本の相違は表3を参照してもらおうと、大よその傾向はつかめると思う。相違のうちで大きなものは「三 祭りの儀礼」(40年本)が「行事のはなし―園児のために―」と章立ても変え大幅に内容を改訂した処である。しかし、ここで一つ疑問に思うのはこの種の手引きを活用しなくてはならない主たる対象が誰かと考えると、もちろん保育を実践する者であろう。たしかに園児のために話をどのようにしたらよいかとの形を提示するのも一つの方法とは思ふ。しかし40年本のように話をする主体となる保母が、その行事の意味づけをしっかりと把握した上で子どもへの提示でなくてはならない。表3を参照してもらえればわかるように、40年本28項目あったものが、56年本では17項目へと削減されている。さて、どうして11項目が削減されることになってしまったのであろうか。

40年本と56年本を比較して、子どもの行事との色彩が強いものとして「1 少子部のすがる 3 初宮詣り 15 母の日、父の日」が削られた。そして56年本子どもへのお話へと変化したため、40年本での濃密な行事の位置付けが簡略化された。そのことの具体的事例を40年本「こどもの日」から提示してみたい。40年本では「子どもは家庭の子どもであると共に社会の子どもであり、国家の子どもです。その心身共に明朗健全なる成育は、同時に明朗健全なる社会、国家の実現でもありましよう」と子ども観を記し、その後五月節供に、どうして菖蒲湯・五月人形・鯉幟等、このような行為をおこなうのか根拠をわかりやすく説き明かしながら、次のような文でしめくくっている。「『こどもの日』が、子どもたちは勿論、私たちの生活にも密接に関係があり、信仰と習俗の中にある真の意味を理解すると共に、ただ単に形式的行事に終わることなく、真に子どもたちのために如何になすべきか、我々の祖先が如何に考えていたかに思いを致し、その精神を今に生かして明るく強い丈夫な子どもに育つよう神に祈願したいものであります」と結んでいる。56年本にも「単なる形式におわることなく、信仰と習慣の意味をよく考えましよう」とはしているが、何行かの解説では理解しにくい。現在の生活の中で形式的行事におわっている現実をみると尚更であろう。しかし形式的に無意識に続けていたとしても、そこにはなんらかのその行事を続けていかなくてはならないという意識が存在しているからこそその行為であろう。ということはそこに人々の気持ちを掘りおこすことのできる切掛けがあるということになる。先人の考えをきちんと語り継いでゆくべきことは語り



継ぎ、「その精神を今に生かして」ゆくためには、40年本は答えてくれている。しかし56年本はその大切な部分を十分に生かしきれていないと指摘できる。

神社保育を考える際、当然のこととして子ども認識も問われてくる。40年本の子ども認識としては「明るく強い丈夫な子ども」がある。明るく丈夫なはともかく、強いということには異存がある。子どもに、いや人間に強い弱いの論理をあてはめるのは間違いである。よく子どもや老人・障害者に対して弱者という表現を用いる。弱者が存在するとなれば強者がということになる。しかし人間はすべて神の子だとすれば、同じ存在である。たしかに障害をもっている人はいる。しかし、それを障害者と健全者という表現で二分してしまう社会がおかしいのである。健全とは常に健やかということであろうか。ある『国語辞典』「健やか」には、「特に病気・故障が無く、健康である様子〔広義では、精神の健全を指す〕」とある。この記述から考えると、障害者は常に精神の健全をもちえない人とも規定されてしまうと首を傾げざるをえない。精神の健全をどうとらえるかによっても違うが、私は精神の不健全な人をイコール障害者とは思えない。ということで、私は健全者という表現は使いたくないと思っているしだいである。何事もどの立場から物を見るのかである。

40年本に『『おおばらい』古くは『おほはらへ』と清んで読みます』との記述があった。この記述は、私が國學院大學へと入学し、一年時〈神道概説〉授業の折、西田長男先生から聞いた話を想い起こさせてくれた。先生は「神道は仏道（ぶつどう）とは違い、しんどうとは読まずしんどうと読むのです」と話された。神道はまさに清音の世界なのだと、その時理解したしだいである。清々<sup>すがすが</sup>しいという表現がある。「さわやかで、気持ちがいい」状態であるが、この表現も神道の世界そのものを具現化している言葉の一つと思っている。

神道では、私達の心は神様からいただいたものであり、従って本来私達は神の心をもっているのだと認識する。そうであれば尚更、今まで述べてきたような語感に対して鋭い視点をもてるはずである。このこともあって神道が実感を重んじる宗教と主張できるのではないだろうか。

神社そして神道人を、心を癒す場そして心の癒しへと関われる一人と考えてゆく際の条件は整っている。神社そして神道人が己れの立場をどのように考えるかである。その際、もう一つの視点として「7歳までは神のうち」と表現する日本人の心意をふまえると、小学校就学前の子どもに、どう関わるができるかである。その一つの場は保育所幼稚園であることは勿論だが、個々の神社が独自に子どもへと発信する何かがあってもよいと思う。その際の指針となるべく、40年本を再評価した神道と子どもの関わりを明示する一書を具体化してゆくべきであることを、提言するしだいである。まさに平成10年から保育所も通園する側の選択となる今、神道保育の意味が問われている恰好の折ゆえにである。

[1997年11月29日受理]